

岩手県人事委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月25日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会公印規程（昭和40年岩手県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公印の使用) 第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする行政文書を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。 2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該行政文書に <u>係る決裁の完了を確認の上、公印を使用させるものとする</u> 。 備考 改正部分は、下線の部分である。	(公印の使用) 第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする行政文書 <u>及び決裁を完了した回議案</u> を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。 2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該行政文書と当該回議案とを照合し、押印を <u>適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする</u> 。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。